

重点風景地区

# 「木曾川河畔上流地区」 風景形成基準



2011 各務原市

木曽川河畔上流地区は、木曽川の景勝地としての緑豊かで良好な住環境の創出を図るため、平成 23 年 12 月に景観法に基づく地区独自の景観計画である「木曽川河畔上流景観計画」を施行しました。

この冊子は木曽川河畔上流景観計画の内容のうち、良好な景観のため、行為の制限（風景形成基準）を分かりやすく示したものです。建築行為などをする際にご活用下さい。

# 1 歴史と現状

## ◆ 歴史

木曽川河畔上流地区の南東側を流れる木曽川は、急峻な渓谷美と深い緑の山々が織り成す「日本ライン」と呼ばれる景勝地となっており、その周辺を含め昭和 6 年には国の名勝木曽川、昭和 39 年には飛騨木曽川国定公園に指定されています。また、大正時代から本格的に始められた船で下る「ライン下り」は、四季折々の自然の美しさで多くの観光客を集めています。

この地域周辺は、昔から景勝地として多くの別荘が建築され、当地区にも以前は当時の花形産業であった織物富豪が建設した和洋折衷様式の豪華な「後藤別荘」がありましたが、現在は民間会社により、上流側に一部移築復元されています。

また、日本最初の女優として知られる川上貞奴が建築した「貞照寺」と「萬松園（旧川上貞奴別荘）」も近くにあります。

## ◆ 現状

木曽川河畔上流地区は、木曽川に面し、その背後には宝積寺山、日本ラインうぬまの森が位置し、名勝という名にふさわしい緑豊かな山々に包まれています。また、県道 207 号各務原美濃加茂線に隣接し、JR 鵜沼駅、名鉄新鵜沼駅にも近く生活利便性の良い地域です。



木曽川沿いから眺めた当地区と周辺の山並み



善光寺山公園（犬山市）から眺めた山と川に包まれた当地区

## 2 風景づくりのテーマと方針

### ◆ 風景づくりのテーマ

## 木曽川の景勝地としての緑豊かで良好な住環境の創出

### ◆ 良好な景観の形成に関する方針

木曽川及び周辺の豊かな緑に包まれた新しい住宅地は木曽川沿岸の景観のひとつであり、各務原市にとって重要な景観資源です。このような地区は景観上の配慮が必要であり、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

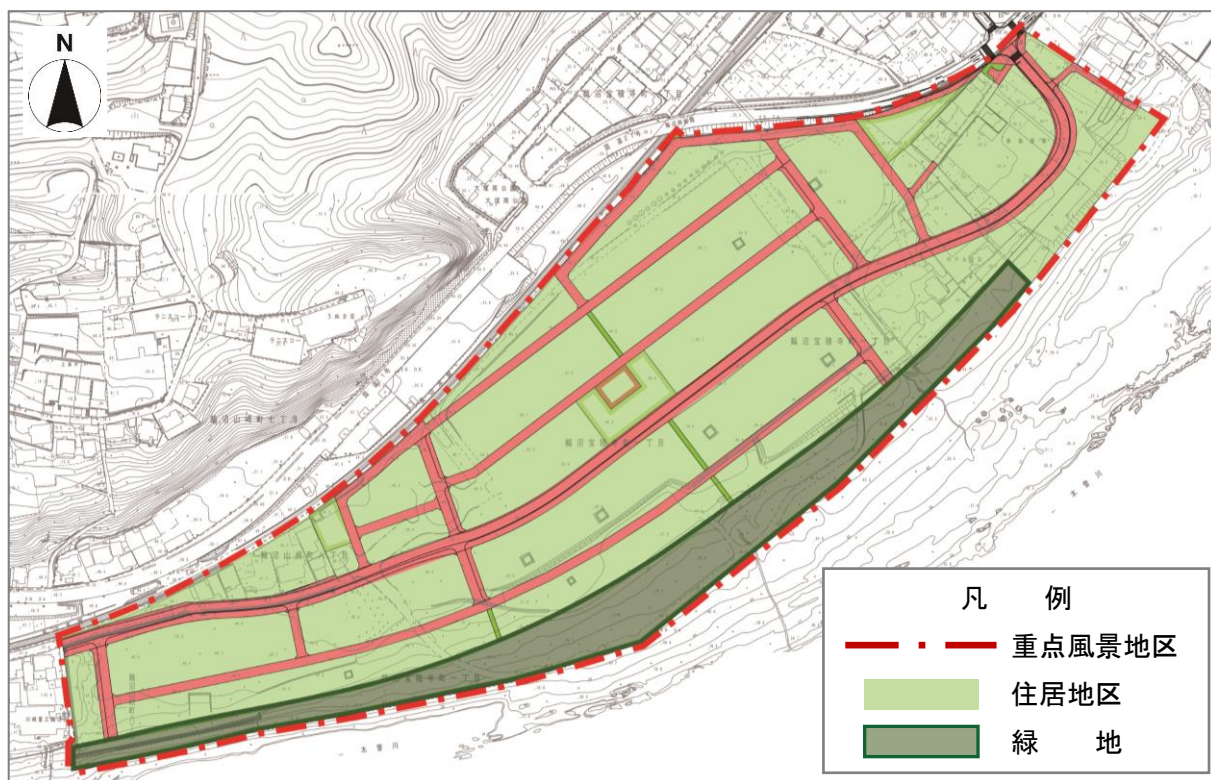
#### 方 針

- ・ 木曽川の景勝地として、緑豊かな美しいまちづくりを目指します。
- ・ 住む人だけでなく、木曽川（日本ライン）を訪れる人も快適に感じられるまちづくりを目指します。

## 3 重点風景地区と風景形成基準

### ◆ 重点風景地区の範囲

木曽川河畔上流地区の重点風景地区としての対象区域は、木曽川の景勝地としての位置づけを考慮して下図に示す範囲で指定します。



平成 23 年 12 月末現在



## ◆ 風景形成基準

重点風景地区に指定した区域で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、下記に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合

項目		風景形成基準	
		住居地区	
建築物	高さ (最高限度)	・13mとする。(神社仏閣は除く。)	
	屋根	・勾配屋根とするよう努める。	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色彩は、緑豊かな周辺環境と調和するものとし、基調色は無彩色(明度不問)か落ち着いた色合い(5R以上5Y以下)の中明度から高明度(明度:5以上)で、低彩度色(彩度:4未満)を原則とする。ただし、木曽川沿いはできる限りアースカラー(茶系色:土や木の幹の色)とするよう努める。</li> <li>・アクセントカラーとして上記以外を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。</li> <li>・屋根の色彩は緑豊かな周辺環境と調和するものとし、無彩色か低彩度色(彩度:4未満)を原則とする。</li> </ul>	
	敷地面積	・建築物の敷地面積の最低限度は、150㎡以上とする。	
工作物等	垣・柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垣や柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。</li> <li>・生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。</li> </ul>	
	緑化	・敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。特に木曽川沿いは、高木を植栽するよう努める。	
	駐車場	・共同駐車場、貸し駐車場については、生垣等で囲うよう努める。特に木曽川沿いは、生垣等で囲うよう努める。	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の素材及び色彩は緑豊かな周辺環境と調和するものとする。</li> <li>広告物規制区域①：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下記②以外の区域</span></li> <li>・新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告板(塔)の設置を禁止する。</li> <li>・表示面積は一つの事業所で合計10㎡以下とする。</li> <li>広告物規制区域②： 県道207号各務原美濃加茂線の道路境界より30mまでの区域</li> <li>・新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板(塔)の設置を禁止する。</li> <li>・表示面積は一つの事業所で合計30㎡以下とする。</li> <li>・新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で2㎡以下、合計4㎡以下とする。</li> <li>・高さは5m以下とする。</li> </ul>	
緑地	緑地		
	名勝木曽川の景観保全という観点から、緑の再生を図るよう努める。		

- ※ 名勝木曽川に指定されている区域については、文化財保護法の許可申請が必要となります。
- ※ 飛騨木曽川国定公園に指定されている区域については、自然公園法の許可申請が必要となります。
- ※ 木曽川沿いの行為は、河川法の許可申請が必要となります。
- ※ 外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。
- ※ 届出不要な行為もあります。これらは各務原市都市景観条例及び施行規則で規定します。詳しくはお問い合わせ下さい。
- ※ 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、重点風景地区で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。
- ※ 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
- ※ 色彩に関する表示については、日本産業規格Z8721に定められた規格とします。

# 4

## 風景形成基準の詳細

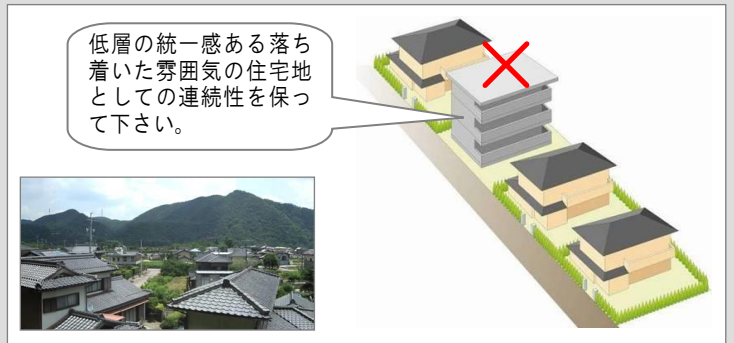
風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

### 1 高さ（最高限度）

**住居地区** 13mとする。（神社仏閣は除く。）

### 2 屋根

**住居地区** 勾配屋根とするよう努める。



良好な住環境の保全と周囲の山並みとの調和に配慮して、建物の高さは低く抑え、屋根は勾配屋根とするよう努めて下さい。

【高さ（最高限度）について】

- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

### 3 色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

**住居地区**

外壁の色彩は、緑豊かな周辺環境と調和するものとし、基調色は無彩色（明度不問）か落ち着いた色合い（5R以上5Y以下）の中明度から高明度（明度：5以上）で、低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。ただし、木曽川沿いはできる限りアースカラー（茶系色：土や木の幹の色）とするよう努める。

アクセントカラーとして上記以外を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。

屋根の色彩は緑豊かな周辺環境と調和するものとし、無彩色か低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。



緑豊かな周辺環境と調和するよう、外壁や屋根の色彩は、無彩色又はアースカラー（茶系色：土や木の幹の色）などの落ち着いた色合いの低彩度色として下さい。

【外壁のベースカラーとして使用可能な色】

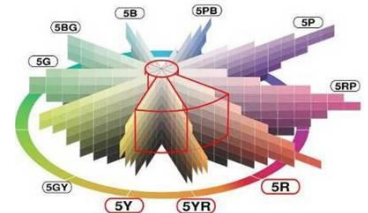
- 無彩色（明度不問）
- 有彩度色 色相：5R以上5Y以下  
明度：5以上  
彩度：4未満

無彩色の範囲

明度 0 明度 10



有彩度色の範囲



特に木曽川沿いは茶系色となるよう努めてください。



【色彩基準について】

- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

## 4 敷地面積

**住居地区** 建築物の敷地面積の最低限度は、150㎡以上とする。

狭小な建築敷地が形成されず、景観にも良い住環境の形成のみならず、防災上も安全な環境となります。

## 5 垣・柵

**住居地区**

垣や柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。

生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

### 【 生垣を設けた事例 】



緑の多いまち並みとするため、生垣を用いるように努めて下さい。

## 6 緑化

**住居地区**

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。  
特に木曽川沿いは、高木を植栽するよう努める。

### 【 緑豊かな住宅地の事例 】



緑が豊かなまち並みは日々の生活にうらおいを与えます。  
庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、適切な樹木の維持管理に努めて下さい。

## 7 駐車場

**住居地区**

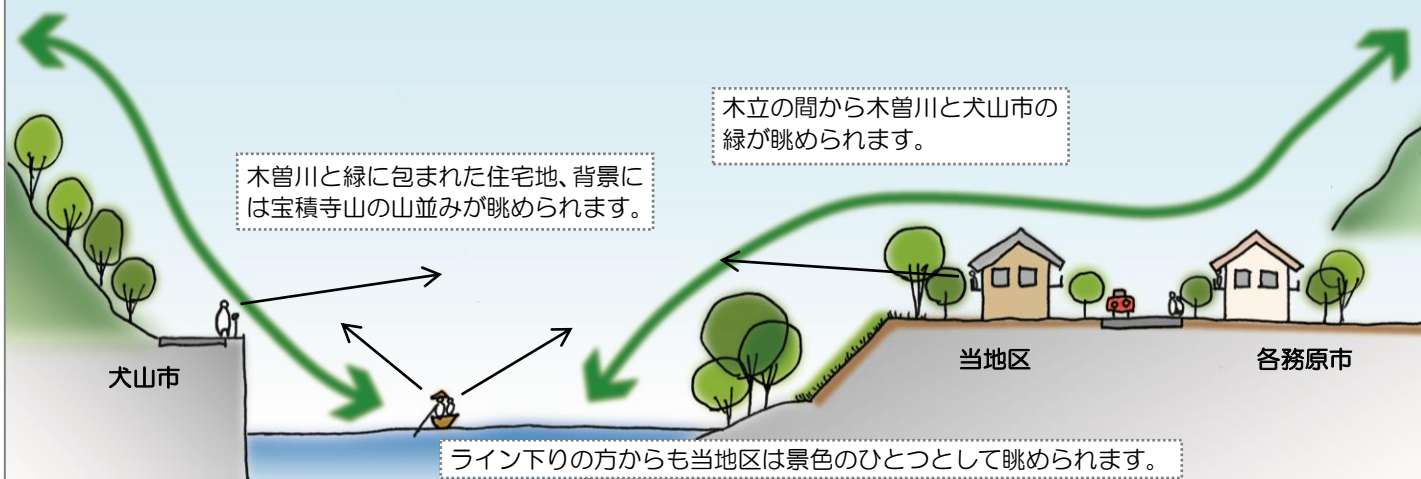
共同駐車場、貸し駐車場については、生垣等で囲うよう努める。  
特に木曽川沿いは、生垣等で囲うよう努める。

### 【 駐車場の事例 】



緑豊かな周辺環境との調和に配慮して、駐車場も緑化に努めて下さい。

### ◆当地区を含めた風景のつながり





## 8 広告物

### 住居地区

#### 共通事項

広告物の素材及び色彩は緑豊かな周辺環境と調和するものとする。

広告物規制区域①： 下記②以外の区域

新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計 10 m<sup>2</sup>以下とする。

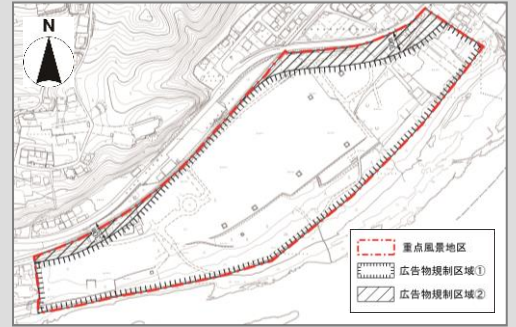
広告物規制区域②： 県道 207 号の道路境界より 30m までの区域

新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計 30 m<sup>2</sup>以下とする。

新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で 2 m<sup>2</sup>以下、合計 4 m<sup>2</sup>以下とする。

高さは 5m 以下とする。



【広告物の事例】



広告物は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。自然豊かな周辺環境との調和に十分に配慮して下さい。

## 9 緑地

### 緑地地区

名勝木曾川の景観保全という観点から、緑の再生を図るよう努める。

#### 景形成基準の適用除外について

- 用途上又は構造上やむを得ないと認められたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 本景観計画の施行時に既存のものやすでに着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

## 5 緑化事例の紹介

ここでは、敷地を緑化している工夫事例を紹介します。





●○ お問い合わせ ○●

各務原市 都市建設部 建築指導課  
TEL : 058-383-1111 (代表)  
市HP : <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地  
FAX : 058-383-6365  
E-mail : [keikan@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:keikan@city.kakamigahara.gifu.jp)